

2019年度 日本語教育機関としての自己点検・自己評価

評価項目	適切・・・4 ほぼ適切・・・3 やや不適切・・・2 不適切・・・1	左記の評価を付けた根拠(理由)	現状の課題や問題点	今後に向けた改善方策
<b>1 学校運営</b>				
1) 日本語教育機関の告示基準に適合している。	→ 4	適合している。		
<b>2 入学者の募集</b>				
1) 教育内容を含む最新、かつ、正確な学校情報を開示している。これらは想定する入学志願者の理解できる言語で行うよう努めている。	→ 4	入学希望者の出身地はベトナム、フィリピン、ネパールの3か国となっている。ベトナムはベトナム語、フィリピンとネパールは英語が理解でき、ベトナム語と英語で学校情報を開示している。		
2) 海外の募集代理人の行う募集活動が適切に行われていることを把握している。	→ 3	ベトナム、ネパールについては、各国から認可を受けた仲介業者のみとお付き合いしている。また、入学希望者本人の面接時に、学費、就学期間をはじめとした学校情報が正しく伝わっているか確認している。	入学希望者の申請歴について、虚偽の申告があった。	履歴書も募集代理人が作成していることが多いので、入学希望者本人に面接の中で、確認を取る。
<b>4 納付金</b>				
1) 入学者の選考に関し、学習能力、勉学意欲、経費支弁能力、日本語能力等について根拠資料で確認する等、適切な方法により確認している。	→ 4	学習能力は最終学歴の成績証明書、勉学意欲は志望理由書、経費支弁能力は支弁者の関連書類、日本語能力は公的試験結果を提出させ、確認している。		
2) 入学者の選考に当たっては、学校関係者(職員等)が面接等を行うよう努めている。	→ 3	ベトナム、ネパールについては、教員1名、職員1名がオンライン面接を行っている。フィリピンについては副校長が対面で面接を行っている。	フィリピン、特に介護プログラム参加希望者の面接は、入学後も介護プログラムを続けていけるだけの日本語能力の向上が見込めるか等、教員も面接に参加する必要があると考えられる。	教員もフィリピンからの希望者の面接を行う。
<b>5 学生支援</b>				
1) 入学検定料、入学金、授業料その他納付金の金額、納付時期、納付方法、及び学費以外に入学後必要な費用を募集要項等に明記している。	→ 3	入学検定料、入学金、授業料等の金額、納付時期、納付方法は募集要項に明記している。	学費以外に必要な費用については、日本語能力試験、卒業記念パーティー等、未定の行事があるため、具体的な金額までは明記していない。	入学後の行事を決め、概算を記載する。
2) 学費返還規程を定め公開している。	→ 3	募集要項に、大使館からビザが発給されなかった場合の返還について記載している。	その他の事象での返還希望については、一律で理由のいかんを問わず返還しないと記載しているが、今般のコロナウイルスの場合のオンライン授業による学費の減額等の説明はない。	天災等の学生の個人的な理由以外の学費の返還についての説明を加える。
3) 上記1及び2について入学志願者、在籍者及びその経費支弁者の理解できる言語で情報公開に努めている。	→ 4	ベトナム語、英語で公開している。		
<b>6 学生支援</b>				
1) 日本社会を理解し、適応するための取り組みを行っている。	→ 3	入学時、日本社会での交通規則、飲酒・喫煙等に関する法律事項、災害時対応についてオリエンテーションを行っている。問題行動があった場合には都度指導を行っている。	留学生向けの寮則や罰則規定が定まっていないため、指導にブレがある。他の日本語教育機関では、警察や消防の協力で指導を行っている。	留学生向けの寮則を定め、問題行動があった場合の罰則規定も設ける。警察や消防の指導サービスを受けることでよりしっかりと理解させる。
2) 進路指導を適切に行っている。	→ 4	入学時から進路希望調査を行い、希望に沿う進路を提案している。		
3) 重篤な疾病や傷害のあった場合の対応を定めている。	→ 4	連絡、命令系統に沿って対応することとしている。		

4) 入管法上の留意点について学生への伝達、指導等を定期的に行っている。	→ 4	入学時に在留カード携帯義務、資格外活動に関する規程、出席率等についてオリエンテーションを行っている。また、都度周知している。		
5) 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組みを継続的に行っている。	→ 4	出席率の管理を行い、欠席時には必ず連絡を受けている。資格外活動については、週に一度勤務状況を報告させている。普段と違った様子である場合には聞き取り調査を行っている。		
6 教員				
1) 校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容を明確に定めている。	→ 4	明確である。		
2) 教職員の教育力及び支援力強化のための研修等を実施すると共に、他機関の実施する研修会等への参加を促している。	→ 3	教員については研修会の情報を互いに共有し、適宜参加している。	事務系の研修会の参加が少ない。	外部で実施される研修会への参加を促す。
3) 教員評価を適切に行っている。	→ 4	校内の規程に沿って評価している。		
7 教育活動				
1) 理念・教育目標に合致したコースを設定し、カリキュラムを体系的に編成している。	→ 3	基本的に編成できている。	進学予備教育については、開設直後であるため内容が固まっていなかった。	年度分の内容を決める。
2) 授業開始前までに学習者の日本語能力を試験等で判定し、適切なクラス編成を行っている。	→ 3	日本語レベル別のクラス編成にすることが決まったのは10月期が始まってからだったため、10月期の学生はクラス移動を行ったが、個別対応となってしまった。	クラス移動の判断基準が明確ではなかった。	授業開始前のプレースメントテストは引き続き行う。これまでの筆記試験に加えて、会話のテストも行う。
3) 教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしている。	→ 4	もともと全教員が経験年数が多いわけではないが、クラス数が多くないため、コマ数や担任クラス数に余裕を持たせている。		
4) 授業記録簿等を備え、実施した授業を正確に記録している。	→ 4	各クラスごとに授業記録簿に記録し保存している。		
5) 理解度、到達度の測定と評価を実施期間中に適切に行い、その結果を的確に学生に伝えている。	→ 4	日々の小テスト、月に一度ほどの中テスト、N5、N4修了時の大テストを行い、結果を学生に伝えている。		
6) 授業評価を含む教育活動の評価を定期的に行っている。	→ 3	年に一度分科会を開催し、教員間で振り返りを行っている。	授業評価は行っていない。	授業評価の制度を設ける。
8 教育施設				
1) 教室内は十分な照度があり換気がされていると共に、語学教育に必要な遮音がなされている。	→ 3	照度と換気は十分である。	教室・職員室の配置が一時的なものであったため、壁が薄く遮音性が低かった。2020年4月より校舎を移動したが、2教室間の遮音が不十分である。	遮音性を高める。
2) 授業時間外に自習できる部屋の確保に努めている。	→ 3	別校舎には自習可能な部屋を確保できていたが、同じ校舎内では他学科での授業がない時間に使える部屋のみだった。	普段の教室と同じ校舎内であって、いつでも自習可能部屋の確保。	本部・第一校舎に移動し、日本語学科教室として登録している部屋があるため、それが使えるかと思う。今後クラス数が増えた場合は別に自習可能な部屋が要るだろう。
3) 法令上必要な設備等を備えている。	→ 4	法令の基準どおり備えている。		
9 安全・危機管理				
1) 対象となる学生全員が国民健康保険に加入している。	→ 4	全員入学時に加入している。ビザ更新の際には入管に保険証の写しを提出している。		
2) 感染症発生時の措置を定めている。	→ 4	命令系統に沿って措置を取ることとしている。		
3) 気象警報発令時の措置、災害発生時の避難方法を定め、教職員及び学生に周知している。	→ 4	定めている。		

10 法令の遵守等				
1) 法令遵守に関する担当者を定めている。	→ 4	校長、部長、学科長のもと、主任教員が担当する。		
2) 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組みを行っている。	→ 4	行っている。		
3) 個人情報保護のための対策をとっている。	→ 3	在留資格認定証明書交付申請時の書類や学籍簿・アルバイト就労状況等は、鍵のかかるキャビネットに保管している。	キャビネットの鍵はかけていない。	退室時には鍵をかける。
4) 入国管理局等、関係官庁等への届出、報告を遅滞なく行っている。	→ 3	教職員の変更、学費の変更等を行っている。届出義務はないが、届出が求められている在籍者報告について報告を行っている。	義務はないが、在籍者報告について、目安とされている時期を過ぎた。	報告すべき事項を一覧にまとめておき、それが発生した際には速やかに届出、報告を行う。